

一問一答 刑事訴訟法 下巻（新版）

■ p. 48 解説 4

解説を以下の通り、訂正してください。

- 捜査機関は、被疑者を逮捕する場合において必要があるときは、令状なくして人の住居等に入り、被疑者の搜索をすることができる（刑訴法 220 条 1 項 1 号・3 項）。ここでいう必要があるときとは、単に捜査機関がその主観において必要があると判断するだけでは足りず、客観的にも被疑者が現在する高度の蓋然性が認められなければならない（札幌高函館支判昭 37・9・11）。次に、搜索調書作成の要否についてであるが、被疑者を逮捕するための被疑者の搜索については、逮捕の種別にかかわらず、被疑者を逮捕したときは、その状況を逮捕手続書の「逮捕時の状況」欄に記載すれば足りるとされている。これに対し、被疑者の搜索をしたが、被疑者を逮捕できなかった場合には、被疑者搜索調書を作成し、その旨を明らかにしておかなければならない。

■ p. 36 問題 3

問題文を以下の通り、訂正してください。

逃走中の被疑者が内妻に対して発信した郵便物で、郵便局等に保管中のものは、それが、証拠物又は没収すべき物と思料されるものでなくとも押収することができる。また、当該郵便物が内妻に到達している場合にも、同様に押収することができる。

■ p. 189 解説 2

○→×（解説自体に変更はありません）